

特別養護老人ホーム はすがた園 利用料金表 〈従来型居室〉

○負担割合1割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	1	21,345円	9,600円	9,000円	40,945円	34,600円
	2		12,600円	11,700円	46,645円	40,300円
	3		24,600円	19,500円	66,445円	66,445円
	4		35,400円	44,400円	102,145円	102,145円
2	1	23,610円	9,600円	9,000円	43,210円	34,600円
	2		12,600円	11,700円	48,910円	40,300円
	3		24,600円	19,500円	68,710円	68,710円
	4		35,400円	44,400円	104,410円	104,410円
3	1	25,941円	9,600円	9,000円	45,541円	34,600円
	2		12,600円	11,700円	51,241円	40,300円
	3		24,600円	19,500円	71,041円	69,700円
	4		35,400円	44,400円	106,741円	106,741円
4	1	28,205円	9,600円	9,000円	47,805円	34,600円
	2		12,600円	11,700円	53,505円	40,300円
	3		24,600円	19,500円	73,305円	69,700円
	4		35,400円	44,400円	109,005円	109,005円
5	1	30,436円	9,600円	9,000円	50,036円	34,600円
	2		12,600円	11,700円	55,736円	40,300円
	3		24,600円	19,500円	75,536円	69,700円
	4		35,400円	44,400円	111,236円	111,236円

○負担割合2割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	4	42,690円	35,400円	44,400円	123,490円	125,200円
2	4	47,220円	35,400円	44,400円	128,020円	125,200円
3	4	51,882円	35,400円	44,400円	132,682円	125,200円
4	4	56,410円	35,400円	44,400円	137,210円	125,200円
5	4	60,872円	35,400円	44,400円	141,672円	125,200円

○負担割合3割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	4	64,035円	35,400円	44,400円	144,835円	125,200円
2	4	70,830円	35,400円	44,400円	151,630円	125,200円
3	4	77,823円	35,400円	44,400円	158,623円	125,200円
4	4	84,615円	35,400円	44,400円	165,415円	125,200円
5	4	91,308円	35,400円	44,400円	172,108円	125,200円

〈利用者負担段階(※1)〉

〈高額介護サービス費(※2)〉

以下に該当となる方は、居住費および食費が減額となる可能性があります。

サービスを利用した1か月間の費用うち、上記の①介護サービス費が一定の上限額を越えた場合に、超えた分が申請により払い戻される仕組みです。その上限額は、以下のように設定されています。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
第4段階 ※対象外	・上記以外の方

区分	対象者	負担の上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円
第2段階	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円
第3段階	世帯全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円
第4段階	市区町村民税課税世帯(一定の場合、年間上限があります。)	44,400円

※ご入居者様の事務手続き負担の軽減のために、聖籠町では高額介護サービス費を施設が代理受領し、支給分を引いた金額を施設が請求する仕組みを設けています。

制度の詳細および申請のお手続きは、介護保険者の市区町村役場にお問い合わせください。

特別養護老人ホーム はすがた園 利用料金表 〈多床室〉

○負担割合1割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	1	21,345円	0円	9,000円	31,345円	25,000円
	2		11,100円	11,700円	45,145円	38,800円
	3		11,100円	19,500円	52,945円	52,945円
	4		25,800円	44,400円	92,545円	92,545円
2	1	23,610円	0円	9,000円	33,610円	25,000円
	2		11,100円	11,700円	47,410円	38,800円
	3		11,100円	19,500円	55,210円	55,210円
	4		25,800円	44,400円	94,810円	94,810円
3	1	25,941円	0円	9,000円	35,941円	25,000円
	2		11,100円	11,700円	49,741円	38,800円
	3		11,100円	19,500円	57,541円	56,200円
	4		25,800円	44,400円	97,141円	97,141円
4	1	28,205円	0円	9,000円	38,205円	25,000円
	2		11,100円	11,700円	52,005円	38,800円
	3		11,100円	19,500円	59,805円	56,200円
	4		25,800円	44,400円	99,405円	99,405円
5	1	30,436円	0円	9,000円	40,436円	25,000円
	2		11,100円	11,700円	54,236円	38,800円
	3		11,100円	19,500円	62,036円	56,200円
	4		25,800円	44,400円	101,636円	101,636円

○負担割合2割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	4	42,690円	25,800円	44,400円	113,890円	113,890円
2	4	47,220円	25,800円	44,400円	118,420円	115,600円
3	4	51,882円	25,800円	44,400円	123,082円	115,600円
4	4	56,410円	25,800円	44,400円	127,610円	115,600円
5	4	60,872円	25,800円	44,400円	127,610円	115,600円

○負担割合3割の方

(1月あたり)

介護度	利用者負担段階(※1)	①介護サービス費	②居住費	③食費	1か月の利用料金 ※預り金管理費用1,000円含む	高額介護サービス費 支給後(※2)
1	4	64,035円	25,800円	44,400円	135,235円	115,600円
2	4	70,830円	25,800円	44,400円	142,030円	115,600円
3	4	77,823円	25,800円	44,400円	149,023円	115,600円
4	4	84,615円	25,800円	44,400円	155,815円	115,600円
5	4	91,308円	25,800円	44,400円	162,508円	115,600円

〈 利用者負担段階(※1) 〉

〈 高額介護サービス費(※2) 〉

以下に該当となる方は、居住費および食費が減額となる可能性があります。

サービスを利用した1か月間の費用うち、上記の①介護サービス費が一定の上限額を越えた場合に、超えた分が申請により払い戻される仕組みです。その上限額は、以下のように設定されています。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
第4段階 ※対象外	・上記以外の方

かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で以下)

区分	対象者	負担の上限額(月額)
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円
第2段階	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	15,000円
第3段階	世帯全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円
第4段階	市区町村民税課税世帯(一定の場合、年間上限があります。)	44,400円

※ご入居者様の事務手続き負担の軽減のために、聖籠町では高額介護サービス費を施設が代理受領し、支給分を引いた金額を施設が請求する仕組みを設けています。

制度の詳細および申請のお手続きは、介護保険者の市区町村役場にお問い合わせください。

〈 基本料金 〉

(1日あたり)

要介護度	介護保険負担割合		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	559円	1,118円	1,677円
要介護2	627円	1,254円	1,881円
要介護3	697円	1,394円	2,091円
要介護4	765円	1,530円	2,295円
要介護5	832円	1,664円	2,496円

(1日あたり)

〈 各種加算料金 〉

	加算項目	介護保険負担割合			説明
		1割負担	2割負担	3割負担	
★	個別機能訓練加算	12円	24円	36円	個別機能訓練計画に従い、機能訓練を実施し、その効果、実施方法等について評価を行う場合
★	栄養ケア マネジメント加算	14円	28円	42円	栄養ケア計画に従い、計画・評価・見直し等により栄養状態の把握、栄養管理を行う場合
★	日常生活 継続支援加算	36円	72円	108円	認知症高齢者等が一定以上入所しており、入所者数に対して介護福祉士を一定割合以上配置している場合
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	18円	36円	54円	介護福祉士を6割以上配置している場合(日常生活継続支援加算を受けている場合は、該当にならない)
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	12円	24円	36円	介護福祉士を5割以上配置している場合(日常生活継続支援加算を受けている場合は、該当にならない)
	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	6円	12円	18円	常勤職員を一定割合以上配置している場合(日常生活継続支援加算を受けている場合は、該当にならない)
	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	勤続3年以上の職員を一定割合以上配置している場合(日常生活継続支援加算を受けている場合は、該当にならない)
★	看護体制加算(Ⅰ)	4円	8円	12円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算(Ⅱ)	8円	16円	24円	基準を上回る看護師を配置している場合
	夜勤職員配置加算 (Ⅰ)又は(Ⅱ)	13円	26円	39円	夜間において、基準を上回る職員を配置している場合
★	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)又は(Ⅳ)	16円	32円	48円	上記の他、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置している場合又は喫煙等の実施ができる介護職員を配置している場合
★	介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%			基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数の8.3%
★	特定処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の2.7%			基本料金に各種加算・減算を加えた総単位数の2.7%
	療養食加算	6円 (1食あたり)	12円 (1食あたり)	18円 (1食あたり)	療養食を提供した場合
	低栄養リスク 改善加算	300円 (1月あたり)	600円 (1月あたり)	900円 (1月あたり)	低栄養リスクの高い方に対し、多職種が協働して計画・管理を実施した場合
	再入所時栄養 連携加算	400円 (1回あたり)	800円 (1回あたり)	1,200円 (1回あたり)	病院等に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が病院等と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に1回を限度に加算
	排泄支援加算	100円 (1月あたり)	200円 (1月あたり)	300円 (1月あたり)	排泄障害等のため、排泄に介護を要する方に対し、多職種が協働して計画し支援した場合
	褥瘡マネジメント 加算	10円 (1月あたり)	20円 (1月あたり)	30円 (1月あたり)	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、計画・管理を実施した場合
	経口移行加算	28円	56円	84円	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
	経口維持加算Ⅰ	400円 (1月あたり)	800円 (1月あたり)	1,200円 (1月あたり)	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
	経口維持加算Ⅱ	100円 (1月あたり)	200円 (1月あたり)	300円 (1月あたり)	摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合
	若年性認知症 入所者受入加算	120円	240円	360円	若年性認知症利用者を受け入れ個別の担当者を定め、サービスを提供した場合
	看取り介護加算 (Ⅰ)	144円	288円	432円	看取り介護の体制が出来ていて、看取りを行った場合(死亡日以前4日～30日)
		680円	1,360円	2,040円	看取り介護の体制が出来ていて、看取りを行った場合(死亡日以前2日又は3日)
		1,280円	2,560円	3,840円	看取り介護の体制が出来ていて、看取りを行った場合(死亡日当日)
	看取り介護加算 (Ⅱ)	144円	288円	432円	上記要件の他、配置医師と施設の間で緊急時の対応についての具体的な取り決めがなされ、かつ、配置医師と協力機関の医師が連携し、24時間対応できる体制を確保している場合
		780円	1,560円	2,340円	
	外泊時費用	246円	492円	738円	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回限度)
	初期加算	30円	60円	90円	入所日から30日以内の期間に加算される(30日以上入院後の再入所も同様)
★ その他	医療費・薬代	医療費・薬代が発生した場合			
	おやつ代	利用者または家族の希望により、施設からおやつを提供する場合(70円/日)			
	理美容代	利用者または家族の希望により、理容サービスを利用した場合(参考料金:カット2,000円、顔剃り1,000円)			
	電気代	電化製品(テレビ等)を持ち込む場合(1台につき300円/月)			
	預かり金管理費	預かり金の管理に要する人件費・郵送代等の費用(1,000円/月)			
	日用品代	利用者または家族の希望により、日用品等を購入した場合			

※★の付いている項目が基本料金と合わせて通常の料金に加算されます。ただし、職員体制が要件となっている加算については、職員体制により変更となる場合があります。

※上記のス～ノに関しては、その状態が発生した場合のみ加算され、通常は加算されません。

〈 利用者負担段階(※1) 〉

以下に該当となる方は、居住費および食費が減額となる可能性があります。

〈 居住費 〉

(1日あたり)

利用者負担段階(※1)	従来型個室	多床室
第1段階	320円	0円
第2段階	420円	370円
第3段階	820円	370円
第4段階	1,180円	860円

〈 食費 〉

(1日あたり)

利用者負担段階(※1)	食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円
第4段階	1,480円

利用者負担段階	対象者	減額率
第1段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で年齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	かつ、 20,000円(夫婦で) 10,000円(単身で)
第2段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	
第3段階	・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	
第4段階 ※対象外	・上記以外の方	